

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和6年5月9日（木）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 下田教育長 中上委員 森委員 大塚委員 泉委員 綿引委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

令和6年5月9日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

「川上小学校」「北綱島特別支援学校」「港南図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について

いじめ重大事態等への対応状況について

3 審議案件

教委第1号議案 学校規模適正化等について

教委第2号議案 令和6年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第3号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第4号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第5号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

教委第6号議案 第19期横浜市文化財保護審議会委員の任命について

教委第7号議案 第30期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第8号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について

教委第9号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

4 報告案件

教委報第1号 令和6年度歳入歳出予算案（5月補正）に関する意見の申出に係る臨時代理報告について

教委報第2号 教職員の人事に関する臨時代理報告について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。3月15日及び3月21日の会議録の署名者は中上委員と泉委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、4月5日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○4/17 こども青少年・教育委員会

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、4月17日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○「川上小学校」「北綱島特別支援学校」「港南図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について

○いじめ重大事態等への対応状況について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告いたします。まず、1点目ですが、「『川上小学校』『北綱島特別支援学校』『港南図書館』の文部科学大臣表彰の受賞について」、2点目は、「いじめ重大事態等への対応状況について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、特に質問がなければ、次に、「『川上小学校』『北綱島特別支援学校』『港南図書館』の文部科学大臣表彰の受賞について」、所管課から御報告いたします。

鈴木生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の鈴木です。よろしくお願いたします。今回、文部科学大臣表彰を受賞したということで御報告させていただきますが、本日は川上小学校の堀部校長、北綱島特別支援学校の坂本校長、港南図書館の鈴木館長にもお越しいただいておりますので、後ほど取組についてそれぞれ報告させていただきます。それでは、生涯学習文化財課長から説明させていただきます。

渡辺生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、「子供の読書活動優秀実践校・図書館」として、「川上小学校」「北綱島特別支援学校」「港南図書館」が文部科学大臣表彰を受賞しましたので、御報告させていただきます。文部科学省では、平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行っている学校・園、図書館、団体・個人に対し、大臣表彰を行っております。「令和6年度子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）」として、全国で263の学校・園、図書館、団体（個人）が表彰され、横浜市からは「川上小学校（戸塚区）」「北綱島特別支援学校（港北区）」「港南図書館（港南区）」が受賞しました。ちなみに、こちらの表彰につきましては、神奈川県内では8団体が受賞され、うち横浜市内で3団体の受賞という形でございます。

それでは、表彰校・図書館の主な取組について、各学校・図書館から紹介させていただきます。

堀部川上小学
校校長

戸塚区川上小学校校長の堀部と申します。よろしくお願いたします。まずは今回の受賞、子どもたちはもとより、教職員のモチベーションを上げる機会となりました。ありがとうございます。私たちの学校の取組の一端を、今日はこの資料を基にお話をさせていただきます。本校の主な取組ということで3点記されておりますが、そこに至るまでの前提として、20年来、本校は保護者によるボランティアの読み聞かせが続いておりました。その素地のもとに、子どもたちは読み聞かせを楽しみにしている状況で、学校の中でも子どもたちは本好きだという話があったのですが、受け身の読み聞かせだけで果たして本が好きと考えて良いのだろうかということが取組の原点にありました。

そういう点では、今回の1点目の「読書生活シート」が大きな効力を発揮するものと期待されることが分かりました。ともすれば、国語科の授業というのは教科書教材で終わってしまう可能性が高いのですが、やはり本そのものの楽しさは読み聞かせによる機会にございます。国語科の授業の中で、本の楽しみ方、向き合い方というものを十分に経験させ、ひいては主体的な読者をどう育むかということで、この「読書生活シート」の活用を考えました。これまでは、子どもたちへの読書指導の一端として、読んだ本の読書記録という行為がありました。記録というのは、読んだことを結果として振り返るといふところにとどまるものでしたが、それを何とかこの読書計画につなげ、ひいては読書生活につながるようなツールを開発できないかというのがそもそものきっかけでした。幸いなことにタブレット端末というツールがございますので、タブレット端末を活用することによって、自分が読み終えた本、今読んでいる本、そしてこれから読みたい本という、これから先を見越した読書生活、トータルな読書生活を考えるツールとして、年度初めに、本年度でいえば小学校4年生以上の取組ということでスタートしているところです。A4判の読書シートという定型のものをこういった形で用意いたします。これをタブレット端末に取り込みながら、可変的な良さを加えて整理していくということになります。先ほど申し上げたように、読書生活の目当てを持ったり、あるいはこんなときに自分は本を読みたい、宿題の後に30分読書

するなど、子どもによってどういった読書機会を自分なりに考えているかということ、今読んでいる本、そして読む本の予定を文字で書き加えるだけではなく、表紙を写真に撮影しながら、読み解いた本、あるいはこれから読みたい本をこのリストに載せていくわけです。そうすると、児童によっては類の偏り、つまり読書傾向の偏りを可視化できるという良さもありますし、こういった読書シートをタブレット端末上でお互いに見合うことで友達の紹介につながっていくような可能性があることも分かりました。そのような取組を通じて、単に授業にとどまらず、読書生活を自分なりに構築しながら主体的に読書に向き合うツールとして活用させていただいています。

2点目の読書月間については、11月を中心に秋口になりますが、これは外からの刺激、読書への興味・関心の喚起ということになります。そちらに示したように、「読書スタンプラリー」や「読書のビンゴ」、「福引」など、そうした様々な取組の中で、「手作りのしおり」をあげたり、あるいは通常、貸出し2冊のところを3冊にしたり、そういったところを一つの御褒美としながら読書月間の取組を進めております。

そして、3点目は読書活動パネルの件ですが、戸塚区の読書活動推進事業の一環としまして、本校の学校図書館の環境整備や読書活動の取組の様子を模造紙2枚にまとめ、裏面の活動の様子の写真にあるような形で、区役所のほか、東戸塚にございます商業施設の中で展示させていただき、来所された皆様に立ち止まってしっかりと読み込んでいただいて本校の良さを知っていただきたいと思えます。また、感想や御意見を頂く中で、本校の教職員、保護者ボランティアの皆様方のモチベーションにつないでいたり、今後の子どもたちの活動に返していただけるようにという取組をさせていただきました。以上、この3点が本校の特徴的な取組ということで御報告いたします。

坂本北綱島特別支援学校校長

北綱島特別支援学校校長の坂本でございます。本校は肢体不自由特別支援学校で、いわゆる重度重複障害、重症心身障害児と言われる児童生徒たちが学ぶ学校です。その中において学校全体として取り組んできた今回の取組が表彰いただけたことは、学校全体を挙げて喜んでいるところです。取組の特徴としては大きく2点あると考えています。1点目は、学校司書を中心に、読書支援の時間「としょ」を新設したこと。もう1点は、様々な障害の状態に応じて学ぶことを目的にICT機器を活用したという、この2点だと思っております。

まず、1点目の読書支援の時間「としょ」では、学校司書が中心に授業を進めていきます。月1回1コマの設定ではありますが、学習する各グループがその1時間のテーマを学校司書と一緒に考えながら授業を組み立てています。季節を感じる、行事と関連付けていくこと、又は食育に関連付けていくことなど、各テーマとして時間ごとに取り上げております。本校で学ぶ児童生徒たちにとっては、読書は単なる聞く、読むということだけではなく、五感の全てを使って感じています。例えば、目が見えにくい場合は凸凹を感じられて、手で触って分かるような本を取り入れております。

2点目のICT機器の活用としては、主にiPadを使っております。音声教材として使えるマルチメディアデイジー図書を活用したり、車椅子に乗ったまま、自分が活動しやすい姿勢のまま取り組めるように、読み聞かせ動画をiPadに取り込んで自分の好きな姿勢で好きな時間に見られるように工夫したりということを進めてきています。

本校で学ぶ児童生徒たちは、車椅子等での移動であったり、医療的ケアが必要であったりしますので、自由に動くことがなかなか難しい、学習に制限のある児

童生徒たちです。この読書の時間、図書の時間を充実させていくことで、これからも子どもたちの世界観を広げられるような時間として取組を進めていきたいと考えております。以上です。ありがとうございました。

鈴木港南図書館長

港南図書館長の鈴木裕子と申します。それでは、主な取組を説明いたします。本館では、読み聞かせボランティアグループ4団体と積極的に連携し、図書館でのおはなし会を令和4年度実績で年間134回開催するとともに、区役所や地域の市民利用施設と連携し、市民に身近な場所での「わらべうたと絵本を親子で楽しむ講座」を実施するなど、区内全域で読書に親しむことができる取組を進めてきました。また、図書館でおはなし会と「子育ての居場所事業」を同日開催することで、子育て支援にも貢献しています。これは具体的には、居場所を運営するスタッフが子どもと一緒に遊びながら、気軽に保護者からの子育てに関する相談を受けたり、情報提供を行ったりする場で、おはなし会に合わせて月2回実施しています。おはなし会に参加した親子がそのまま居場所を利用するなど、相乗効果が表れています。

さらに、読書に親しみやすい環境づくりとして、港南図書館のマスコットキャラクター「こうなんうさぼん」を活用して、読んだ本を記録して読書ノートをいっぱいにする読書マラソンや、ぬりえ大会を開催し、図書館の利用促進や読書活動の推進に取り組みました。

裏面の写真を御覧いただきたいと思います。裏面の写真は、左側は地域ケアプラザでのわらべうたと絵本の講座の様子です。そのほかにも、図書館司書が地区センターや保育所、地域の子育て支援の集まりなどに出向いておはなし会を実施しています。これら全体を通して、図書館が核となり、点ではなく面としての読書活動の広がりを目指しています。また、右側の写真は、読書マラソンのポスターと読書ノートをいっぱいにした方に差し上げた景品のグッズです。景品は職員の手作りで、大変好評でした。この読書ノートは、10冊又は20冊を読破しないといっぱいにならないのですが、夏休みにたくさん読んだお子さんが景品をもらっている姿をよく見かけました。一人ひとり達成感のある取組だと感じました。ぬりえは幼児から70代までの幅広い方が参加され、その後、多くの方が来館されました。このように、図書館に来れば何かわくわく感がある親しみやすい取組を通して、図書館の利用促進や子どもの読書活動推進に努めています。今回の受賞は、職員・ボランティアの皆さんの一層の励みになりました。ありがとうございました。報告は以上です。

渡辺生涯学習文化財課長

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等ございますか。

大塚委員

今回は本当におめでとうございます。それぞれの皆様方が素晴らしい発想力を発揮されて、そしてその発想は、良いものはたくさんあるのですが、実践する、具体化されるところの難しさがあると思います。どの取組も、子どもたちや利用者の皆さん方の笑顔というのが伝わってきますし、賞を取られたことによって、携わる職員の皆様方のモチベーション、そしてこれからのまた新たなやる気という、良い好循環を目指されていらっしゃるのだと思います。発想をどう具体化させていくかという秘訣は何かございますか。良いものはたくさん思い付くのですが、思い付く環境作りというのは非常に難しいのではないかと思います。また、

思い付いたことを具体的にどう行っていこうかという、その具体につなげるのがなかなか難しいところではないかと思いますが、何か秘訣がございましたら教えていただけると、また次に生かせるのではないかと思いますので、お願いいたします。

堀部川上小学校
校長

川上小学校です。いきなり秘訣と問われてもすぐにお答えできるかなというところはありますが、まずは習慣を付けると言われるわけですが、習慣を付けるのはなかなか大変なことです。子どもたちの姿としてどうなれば習慣を付けることになるのか、職員の中で具体的な姿をいくつか出しました。最終的な結論は、よくあるのは、1年間に何冊借りたか、あるいはお気に入りの本はあるか、紹介したい本はあるかというレベルなのですが、これで果たして習慣化になっているかどうかということです。そう考えたときに、私たちが考える習慣が付いている姿というのは、例えば読書に置き換えますと、常に「今読みかけの本があるかどうか」ということです。読書週間は、継続的に、点で見るのではなく線で、あるいは今回タブレット端末を使うことによって立体的に、また、時空間を超えてというのはこれから先の取組ですが、それぞれの学年で本を紹介し合う姿、自分が紹介し合う姿を動画に撮っておきながら、読書活動、読書の楽しみ方もこのタブレット端末を使いながら残していき、自分が行ってきたこと、そして友達が行っていることを見ながら次の自分の読書につなげられるようにと考えたわけです。つまり、子どもたち同士がお互いの働きかけを通して読書活動にどう向き合えるかということをとヒントに、具体的な方策というものを考えてまいりました。以上です。

坂本北綱島特別支援学校
校長

北綱島特別支援学校校長の坂本です。発想を実践につなげていくということですが、やはりそれは日々子どもたちへの関わりの中から生まれてくるものだろうと考えています。その子が何を願い、何を思うのかということに教職員一同、一生懸命向き合っていく。そういったところから、どんなことが必要なのかを考えていくことだろうと思います。今回の取組は、学校司書のアイデアから生まれてきているものです。先ほどの報告では学校全体を挙げてと申し上げましたが、実は小学部の取組から少しずつ全校に輪が広がっていたということがあります。学校全体がコンパクトなスペースの中で学習しているということもありますので、どんな取組をしているのか全校で共有しやすいという環境も一つにあると思います。また、繰り返しになりますが、子どもたちの世界観を広げていく、できた、分かった、楽しいを引き出していくために、授業をどのように組み立てていくのかということや日々教職員が考えているからこそ、全体の取組として実践が大きく広がっていったと考えております。以上です。

鈴木港南図書館
館長

港南図書館長の鈴木でございます。港南図書館は、館内に司書が6名、事務職が1名、そして私という構成です。あとはカウンターを担当が18人いるわけですが、司書と事務職と館長で週に1回、短い時間ですが館内会議というのをしております。その中で、やはりベテランの人は若い人に教えるということもありますので、そこで実際にわらべうたをみんなで練習してみたり、そこでいろいろな振り返りを行ったりしていると、こうしたら良いのではないのかというアイデアがどんどん出てきます。そうすると、みんなでじゃあこうしてみようということになり、これが、具体化する一番の秘訣になっているかと思えます。それから、私が気を付けていることは、図書館の中にいるだけでは周りの方の声は聞こえてこないということで、いろいろな関係機関、区民利用施設や区役所に出向いて、

例えば子育て支援の今の課題は何かなどを司書と一緒に聞くようにしています。そういったことを通して、今はこんなことが課題になっているのだと職員が実感することによって、次のアイデアが生まれるようになってきていると思います。そのような仕組みや行動を通して、いろいろな事業につなげております。以上でございます。

大塚委員

ありがとうございます。子どもたちや様々な利用者の方々に、いかに読書の素晴らしさを伝えていくかという、携わる職員の方々の熱い思い、情熱、そして使命感を非常に感じました。この素晴らしい取組が様々な形で発信され、伝播していくことを期待して止みません。本当におめでとうございます。

下田教育長

ほかにご覧ですか。

中上委員

このたびは、それぞれおめでとうございます。先ほどの北綱島特別支援学校の坂本校長の御説明にもありましたが、私たちが盲特別支援学校やろう特別支援学校などの学校図書館を見学させていただきましたが、特に北綱島特別支援学校の重度重複障害のお子さんたちに寄り添ったICT活用は大事なことだと思います。ですから、表彰されたことを機会に今後もまた更に推進していただきたいと思っております。川上小学校と港南図書館のそれぞれの良い点は先ほどの大塚委員の話と重複しますので省略しますが、それぞれが区役所や地域と連携して読書活動を広げている、ここも非常に大事な視点だと思いますので、更なる読書活動の推進に取り組んでいただきたいと思っております。おめでとうございます。

下田教育長

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにも御質問がなければ、次に、「いじめ重大事態等への対応状況について」、所管課から御説明をお願いいたします。

住田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の住田です。それでは、「いじめ重大事態等への対応状況について」、所管の人権教育・児童生徒課から御説明させていただきます。

松田人権教育・児童生徒
課長

人権教育・児童生徒課長の松田肇と申します。どうぞよろしく申し上げます。それでは、「いじめ重大事態等への対応状況について（市会運営委員会申入れに対する対応状況の中間報告等）」ということで御説明させていただきます。令和6年3月8日に公表した「いじめ重大事態の報告書（公表版）」に関わる対応経過について、この間、御遺族、市会等から様々な御指摘を頂きました。また、令和6年3月29日には、「対応過程についての再調査」、「他の自死事案に関する調査」、「市会への報告」、「再発防止に向けた教育委員会と学校現場の整備」、この4点について、市会運営委員会から申し入れをいただいております。教育委員会としては、これらを厳粛に受け止め真摯に対応してまいりますということになっております。その下の四角で囲ってあるのが、いただいた運営委員会からの申し入れの詳細の内容になっております。

対応関係を説明させていただきます。「1 調査等の取組状況と今後の対応」です。今後の対応に当たっては、調査等の透明性・客観性を高めるために第三者を入れること、いじめによる自死が発生した他自治体の対応や組織体制について研究し効果的な方策について反映することを基本に、スピード感を持って取り組んでまいりたいということで取組を続けております。

令和6年3月8日公表の事案関係です。「（1）対応過程について弁護士を入

れた調査・処分」ということで、いじめ問題や人事等の案件に精通した弁護士による対応過程の事実確認を行っております。その上で、関係法令等に照らして問題点を明らかにした上で速やかに処分を検討してまいります。

「(2) 他の自死事案に関する『点検チーム』による調査」です。これまで実施してまいりました基本調査38件全てについて、弁護士による「点検チーム」を編成し、調査に着手しております。局内の複数部署から緊急的な職員応援体制を組んで、教育委員会が一丸となって対応を継続しております。また、調査の結果、いじめが背景に疑われる場合には、速やかに重大事態調査への移行に向けて取組を進めてまいります。

「(3) 教育委員会と学校現場の整備」です。当事者意識の強化ということで、教育委員会、学校それぞれに取組を進めております。まず、「教育委員会」です。全職員が、強く当事者意識を持って再発防止に取り組むよう、教育長から通知するとともに、教育長が直接訓示いたしました。「・」の二つ目、今後、事例に基づく局内職員への研修を実施するとともに、組織の在り方などについて検証を行うなど、再発防止に向けた取組を徹底してまいります。次に「学校」です。全校に対して、今回の問題を全教職員が共有し自分事として考えることが必要であることを通知したほか、全ての校長に対して直接、教育長・教育次長より重ねて指導いたしました。今後、全ての校長を対象に報告書の内容に沿った事例検討を含む研修を実施した上で、校長による全教職員に対する校内研修を実施することで、しっかりと現場の中で課題を見つめ直しながら、再発防止に向けた取組を徹底してまいります。

「今後の具体的な対応」です。いろいろな再発防止策を進めていくわけですが、直ちに実行する取組として、基本調査等の段階から、必ず弁護士等の第三者の視点を入れて調査を進めていくこととしております。これまで児童生徒の自殺があったときの背景調査の指針では、基本調査の段階で専門家の助言やアドバイスを受けることが望ましいということだったのですが、横浜市としてはその体制が整っていなかったということもありますので、この辺りから事案を受けて速やかに体制を整えることを実施していきたいと思っております。

「2 再発防止に向けた検討事項」です。振り返りの中で、児童生徒の小さなSOSを早期にキャッチする必要性が指摘されておりました。それを受けてまず取り組めるところとして、いじめ・不登校児童生徒支援等のための学校における教育相談体制の充実ということで、体制の充実を早期に検討しております。それから、いじめ問題の対応については全国的な課題でもあることから、いじめによる自死が発生したほかの自治体の取組や組織体制の研究を踏まえ、大都市横浜の教育委員会として、そして26万人の子どもたち「一人ひとりを大切に」できる組織体制や仕組みの変革などの抜本的な対策を検討してまいります。

「3 今後のスケジュール」です。令和6年6月と令和6年7月から9月に分けて四角囲みの中で記載させていただいております。市会運営委員会の申し入れの対応を中心に進めておりました、対応過程の調査と38件の点検の状況について、中間の状況ということになりますが、来月には御説明できるような見込みとなっております。その際には再発防止に向けた基本的な方向性なども併せてお示しできればと考えております。また、この間、38件の中に含まれていて、基本調査で終了していた生徒の御遺族から、重大事態調査の実施に向けた御要望も受けておりました、御遺族の意向を丁寧に確認し、二度と御遺族を傷つけることのないように最大限配慮しながら、必要な調査を速やかに実施する方向で準備を進めております。説明は以上になります。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等ございますか。

大塚委員

「2 再発防止に向けた検討事項」のところですが、26万人の子どもたち一人ひとりを大切にできるかどうか、本当に全てがここにかかっていると思います。「一人ひとりを大切に」ということの具体が学校現場で、又は一つ一つの教室の中で本当に実現できるということが非常に重要ですから、再発防止に向けた様々な策をした結果がそこにつながっていくことを切に願って止まないところです。「『一人ひとりを大切に』できる組織体制や仕組みの変革などの抜本的な対策」とございますが、どういったことを基本にして考えていらっしゃるかということをお伺いしたいのが1点。もう1点は、一つ上に「いじめ・不登校児童生徒等のための学校における教育相談体制の充実」とありますが、この充実の具体的な内容についてお聞かせいただきたいと思います。

住田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の住田です。まず、一つ目の組織体制や仕組みの変革でございますが、ここにもありますように、横浜という大都市は、26万人の子どもたち、2万人弱の教職員、500校の学校を抱えた教育委員会の体制になっております。その大きな組織体制を現状の教育委員会の組織で支えていくことが非常に難しくなっているという現状も認識しながら、この文書の中にもありますように、他都市がどのような組織の状況で学校を支えているのかということも踏まえて、そういったものを研究しながら、組織を変えていこうということを今は考えております。

もう一つの教育相談体制の充実につきましては、子どものSOSを受け止めるための様々なチャンネルを用意することで、小さなSOSを見逃さずに拾っていきけるような充実した組織体制を構築したいと考えております。その一つが例えばスクールカウンセラーの活用や、どのように子どものSOSをキャッチするかという仕組み作りについて今、取り組んでいるところでございます。また、そういったことも併せて今後のスケジュールの中でお示しできればと考えています。

大塚委員

小さなSOSをキャッチする。一番大事な部分ですし、教職員は一生懸命取り組んでいるのですが、それでもやはりキャッチできない。そういったところできかに一人ひとりの教職員がキャッチできるか。人権感覚、人権意識をどう高めていくかということが非常に重要ではないかと思っております。そんな中で、一人ではできない部分というのが組織の重要性であって、学校だけではできない部分に、様々な他機関と連携して、全てが協働して共通理解を持って取り組んでいくことが非常に重要になっていくのではないかと思います。

その中で1点、今回の出来事はスクールカウンセラーとの連携が弱かったと私は理解しております。スクールカウンセラーは、学校においては一人職のマイノリティーな立場で、良い力を持っていらしても、それをフルに発揮できる環境にある方とそうでない方と、環境によってスクールカウンセラーお一人おひとりも葛藤されている部分が結構大きいです。そういったところで、スクールカウンセラーの力をいかに余すところなく発揮していただくか、学校長をはじめ、学校の様々な研修の中でスクールカウンセラーの活用、力を存分に発揮していただく環境作りというものに重点を置いていただきたいということと、もう一つ、スクールカウンセラーの資質・能力を高める研修を行っていただきたいと思っております。子どもたちと直接関わり合う方々の人権の意識を徐々に高めていくことが「一人ひとりを大切に」につながっていくことになると思っておりますので、そこもよろしくお

願いたします。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

質問が一つとコメントですが、「1 調査等の取組状況と今後の対応」の「(3) 教育委員会と学校現場の整備」の「今後の具体的な対応」のところに「基本調査等の段階から、必ず弁護士等の第三者の視点を入れて調査を進めます」とありますが、これをする事によって何がどう改善されるのか、改めてもう少し詳しく教えてください。

松田人権教育・児童生徒課長

まず、基本調査は、これまでのところだと第三者が入っていない状況でしたので、学校、教育委員会、それから御遺族の方々という中で調査を進め、調査の報告をしていくような状況がございました。その中で、場合によって、ケースにもよりますが、利害関係があったり、そういった公平な状況でない中での御説明であったり調査の報告であったりということで、調査の結果に対して疑いのあるような状況が生まれやすいというのがこれまでの流れでありました。ということで、今回、第三者を入れさせていただくことによって、公平性、中立性、それから迅速性といったところで効果を発揮できるような体制が取れるのではないかと考えております。

森委員

今までは疑いが生まれやすい環境だったということと、弁護士の方々に入っていくことによって、公平性、中立性、そして今、迅速性というお話がありましたが、その迅速性が高まるというのはどういうことでしょうか。

並河人権教育・児童生徒課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の並河と申します。よろしく願いたします。迅速性という観点では、主に初期の段階でどの対象にヒアリングをしていくかという視点に弁護士を入れていくことで、必要な人に早期の段階で必要な情報の聞き取りをして、それをきちんとその次の調査にも生かしていくことで迅速性にも寄与できればと思っているところになります。

森委員

ありがとうございます。「2 再発防止に向けた検討事項」において、2行目に「次の事項について“も”検討していきます」なので、恐らくこれ以外のこともたくさん検討するということだと思えますが、これから最終に向けて検討する際には、相談体制の充実というところにアンダーラインが入って特出してこれにはぜひと思えますが、いじめが起きにくいこと、起きてしまったときに相談しやすいこと、その後、いじめ重大事態調査になったときの体制という、この三つがあると思えます。どれかこの相談だけが充実すれば良いというわけではもちろんなく、それはもちろん認識されていると思えますが、それぞれについて何が今課題なのかというところを、しっかりと洗い出して対策を出していただきますようお願いいたします。

子どもたちにもこれまでいろいろなアンケートやデータなどを取ってきていると思えますが、本当に安心して子どもたちはそこで語れているのか、書けているのかというところがちゃんとそろっていないと、それを基にいろいろと分析したり対策を練ったりしても、その後は結局、適した対策にはなっていないと思うので、そこは本当に安心して子どもたちが語れているのかというところもポイントではないかと思えます。

あと、1点目の「・」のところに「学校における教育相談体制の充実」とあり

ますが、学校におけるということだけに狭める必要もないと思います。もちろん学校での体制も大事だと思いますが、今は民間団体も含めて様々な相談できる機関が増えてきている中で、そことの連携もぜひ考えていただけたらと思います。お願いします。

下田教育長

よろしいですか。

中上委員

今回の件は「いじめ重大事態の報告書」を踏まえての対応で、特にそこで市会運営委員会からの申し入れもございまして、関係法令の趣旨を踏まえているかどうかのチェックという意味もあると思うのですが、子どもの権利委員会に所属する弁護士10名で構成されるということですので、その事情は理解しているつもりです。今後の対応の中にもありますが、弁護士だけでなく、ここに「弁護士等の第三者」と「等」が入っていますので、学校の現場では児童・生徒や保護者のケア、また、教育的配慮を含め、公認臨床心理士等、専門家を二次被害も含めて担保できるように、ぜひこの調査メンバーについても御配慮をお願いしたいと思えます。以上です。

綿引委員

横浜市会の運営委員会の申し入れの目的というのは、同じようなことが二度と起こらないようにすることがその目的であると私は理解しております。つまり、プリンシプルとして根本的な原因の解明、そして実効性の高い再発防止策、それと迅速な実行、ここにあると考えます。そういう意味で今、中間報告の御説明を伺ったのですが、あえて次の検討を進めていく中でお願いしたい点が3点ございます。

1点目は、確認された事実から、事実の分析、根本的な原因の特定、こうしたことから導き出された再発防止策なのかどうかということ、最終報告の取りまとめに向けてしっかり検討していただきたいということです。2点目は、再発防止策導入後の継続的な有効性の検証が十分になし得る体制になっているのかどうか。これもぜひ検討していただきたい。最後に3点目ですが、やはり何よりもいじめが命を傷つける行為であるということ、そういう気付きから、命の尊重を中心に据える教育体制、教育プログラムとして見直すべき点はないのかということもぜひ検討の中に加えていただきたいと、お願いとして申し上げたいと思えます。以上でございます。

下田教育長

よろしいでしょうか。

泉委員

私からは3点、意見となります。1点目は、「(3)教育委員会と学校現場の整備」の中の二つ目の丸です。「今後の具体的な対応」の中で、「基本調査等の段階から、必ず弁護士等の第三者の視点を入れて調査を進める」とあります。この中で、第三者としての弁護士等の役割の明確化をしていただければと思います。と申しますのは、この第三者の方がどのような権限や立場の下で基本調査等の段階から参加されるのかということが分かりますと、この調査の透明性が増すと考えたからです。これが意見の1点目です。

2点目は、先ほど各委員からありましたように、26万人の子どもたち、そして教職員も2万人弱いらっしゃるということで、26万人の子どもたち一人ひとりを大切にしたいという気持ちはもちろん本物なのですが、本当にそれをするためには相当な難しさと言いますか大変さがあると思えます。そのための組織体制や仕組みの変革をどのように行っていくかということで、いろいろ私もどうしたらそ

れに近付くのだろうと考えたときに、私たち大人の世界でもいじめはなくならないですよ。そう考えますと、やはり子どもの世界でも残念ながらなくならないのではないかと考えてしまいます。そうしたときに、まずは教職員の人権意識を高めていって、教職員の方が働かれる学校現場の風通しが良く、働きやすく生きていきやすい、そんな現場にしていくことから始めていくということもあるのではないかと考えました。先ほど森委員もおっしゃいましたが、子どもたちにとっていじめの起きにくい環境というのは、やはり大人にとっても働きやすい場かもしれないと考えたところです。私の個人的な意見になります。

3点目は、この中間報告の範囲から出てしまうと思いますが、何年後にどのような状況にしたいのか、ある程度目標を立てた上で、その目標に向かうためのバックキャストをかけて、何年後に何に取り組む、今年は何に取り組む、その次は何に取り組むということを少し明確化していただけると、これはきっと実現されていくだろうという確信が持てるのではないかと、聞いていて思いました。以上です。

下田教育長 ありがとうございます。事務局、今の意見に何かありますか。

住田人権健康教育部長 様々な御意見をありがとうございます。この後、今の御意見を踏まえて再発防止に取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

下田教育長 ほかに御意見はありますか。
ほかに御意見がなければ、次に議事日程に従い、審議案件及び報告案件に移ります。審議案件及び報告案件に移る前に、事務局職員の入替えを行います。少々お待ちください。

<事務局職員入替え>

下田教育長 それでは、審議案件及び報告案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第4号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第5号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」、教委第6号議案「第19期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」、教委第7号議案「第30期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」、教委第8号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」、教委第9号議案「横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」、教委報第2号「教職員の人事に関する臨時代理報告について」は、人事案件のため、教委報第1号「令和6年度歳入歳出予算案（5月補正）に関する意見の申出に係る臨時代理報告について」は、議会の審議案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

下田教育長 それでは、教委第4号議案から教委第9号議案、教委報第1号及び教委報第2号は、非公開といたします。

次に、教委第1号議案「学校規模適正化等について」、所管課から御説明をお願いします。

肥田施設部長

施設部長の肥田でございます。よろしくお願いたします。「学校規模適正化等について」ということで、横浜市学校規模適正化検討委員会からの答申に基づきまして、東戸塚小学校の学校運営を分校制にするということでございます。

裏面を御覧ください。「提案理由」でございます。横浜市立東戸塚小学校の過大規模校対策につきまして、「令和6年3月27日付けの横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえ、同校の学校運営を学年で分ける分校制としたいので提案」するものでございます。詳細は学校計画課長より説明いたします。

大塚学校計画課長

学校計画課長の大塚でございます。よろしくお願いたします。それでは、3ページの「東戸塚小学校の過大規模校対策について」という資料を御覧ください。

まず、「1 趣旨」でございます。戸塚区の東戸塚小学校は、通学区域内の大規模な集合住宅の建設等の影響によりまして、今後、一般学級数が31学級以上の過大規模校となり、さらに、児童数の増加が継続していく見込みとなっております。ちなみに、令和5年5月1日現在の一般学級数ですが、その時点で31学級、個別支援学級は7学級という状況でございます。義務教育人口推計上では、令和11年には45学級が見込まれているという状況でございます。そのため、令和4年1月に、東戸塚小学校の過大規模校対策につきまして、横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問を行いまして、その後、保護者・地域等の代表者からなる検討部会を設置し、諸課題の調査審議を行ってまいりました。このたび、検討部会としてとりまとめました意見書について、令和6年3月27日に開催されました横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮られ、審議の結果、検討部会からの意見書のとおり答申する旨が決定されました。この答申を踏まえまして、東戸塚小学校に学年別の分校を設置していきたいと考えております。なお、分校の設置年度につきましては、建替え等の大規模な老朽化対策の完了後とすることを考えております。

「2 方針」でございます。方針ということで四つ書かせていただいておりますが、まず一つ目です。「(1) 東戸塚小学校の過大規模校対策について」、東戸塚小学校の分校を設置します。設置場所ですが、この東戸塚小学校は横浜市立小学校の平均の2倍超の校地面積を有するため、同校の中に分校を設置するという形で考えております。

裏面を先に御覧いただければと思います。4ページの下段に、検討部会でもこの分校のイメージがちょっと分かりづらいということで御意見を頂きましたので、部会の際にお示した図を参考に最下段にお付けしております。一般的な分校というと、例えば郊外部で言いますと、まさに本校がありまして、さらに山間部の離れたところに分校を設けるとというのが一般的な分校という形になりますが、今回、東戸塚小学校で考えております分校につきましては、下に黒い枠で描かれておりますが、同じ敷地の中に本校と分校をそれぞれ分けて整備させていただいて、一部、共用部分等も設けながら、東戸塚小学校として整備していきたいという形で考えているものになります。

それでは、前の3ページにお戻りください。「(2) 通学区域について」ということですが、今回の過大規模校対策に合わせて通学区域の見直しをするかどうかについても検討部会で検討を行いましたが、特別調整通学区域の設定等による通学区域の見直しについては行わないことになりました。「(3) 学年分けについて」ですが、学年分けは、本校に1年生から3年生、分校に4年生から6年生という形にしたいと考えております。「(4) 分校の名称について」ですが、分校の名称については「東戸塚小学校分校」という形で考えております。

「3 これまでの経過」ということで、今までの経過を簡単に御報告させていただきます。令和4年1月28日に、教育委員会から横浜市学校規模適正化等検討委員会に、東戸塚小学校の過大規模校対策について諮問する旨を決定し、その後、令和4年3月と令和4年12月に、横浜市学校規模適正化等検討委員会で部会の設置について御審議いただいたところでございます。おめくりいただきまして4ページでございます。昨年、令和5年4月19日に、まず地域の方々向けに説明会ということで、この過大規模校対策について検討を進めていきたいという説明をさせていただきます。その後、令和5年5月31日に第1回検討部会を開催させていただきます。令和6年1月15日の第4回検討部会まで計4回にわたって検討部会で御議論いただきまして、最後の1月15日に意見書をまとめていただいたということでございます。この意見書を令和6年3月27日の学校規模適正化等検討委員会に提出させていただきます、検討委員会の中で御審議いただいた結果、検討部会から出された意見書のとおり答申することが決定されたというものでございます。その次は「委員名簿」ということで、今回、全15名の方にこの検討部会にお入りいただき、検討に御協力いただいたところでございます。

「4 今後の予定」でございます。分校設置にあたりまして、横浜市立学校条例を改正する必要があります。そのため、別途、「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出」を教育委員会で審議いただきまして、承認されましたら、横浜市会に「横浜市立学校条例の一部を改正する条例」の議案を提出したいと考えております。

最後に、資料として6ページ、7ページに検討部会から出された「東戸塚小学校過大規模校対策に関する意見書」というものを参考につけさせていただいておりますが、7ページの最下段のところ、今回の検討部会で様々御議論いただいた中で2点、検討部会から御要望を頂きました。「7 その他、過大規模校対策における要望」の1点目としては、「(1) 東戸塚小学校は建替え等の大規模の老朽化対策の完了後に分校設置となることから、当面の間、過大規模校として運営することになるため、必要な施設整備を行い、教育環境の確保を行うようお願いいたします。また、教職員の配置や予算面についても配慮をお願いいたします」ということ。2点目としては、「(2) 分校として管理区分が分かれても、積極的に交流を図るなど、東戸塚小学校としての一体感が損なわれないよう、配慮をお願いいたします」ということで御要望を頂きましたので、教育委員会事務局といたしましても、これからこの御要望を踏まえまして、可能な限り必要な対応を図っていきたいと考えております。説明については以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等ございますか。

大塚委員

御報告ありがとうございます。今回、分校という形で、低学年と高学年という学年分けを私は初めて聞く内容になるのですが、これも地域の皆さん方の関心の強さと学校への思いの強さをしっかり教育委員会事務局が御要望を受け止め、実践していかれている姿ではないかと思っておりますが、何しろ大規模校ですから、実現するまでの期間をすごく心配しておりました。今、最後の案のところに地域の御要望ということで、実現するまでの間の教職員の配置や予算面、もっともだと思えます。副校長の複数配置など、十分考えてくださっていることと思えます。それから、分校として名前も東戸塚小学校分校ということで、ともかく校舎が分かれても一つであるという地域の願いがすごく伝わってくるのですが、その御要望を受けて今後とも取り組んでいくというその方向性は素晴らしいと思えます。

ここに資料として参考の配置イメージ図というのが描いてあって、方位が分からないのですが、私もかつて学校の建替えに携わったときには、太陽の光があふれるような南側の校庭を希望したいと感じていたのですが、今後どの位置にどのようにこれを建てていくかということ等の課題もあると思います。そういった部分もぜひ検討部会の皆様方や地域の様々な御意見を頂く中で、課題がいくつも生まれてくると思いますが、丁寧に行っていただきたいと思います。要望です。

大塚学校計画
課長

ありがとうございます。今回、分校にしていくということで方向性がまとまったところでございますが、これから具体的に、例えば学校の施設を建替えるかどうかについて、また、今、大塚委員から御質問いただきましたレイアウトを含め、これからそれぞれ検討していく段階になります。その際には改めて地域の方々にも御意見等を頂きながら、少しでも良い学校を作っていきたいと考えております。どうもありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

学年分けについてですが、本校が1年生から3年生、分校が4年生から6年生ということで、これはそのほうが効率的な学校運営ができるからと書いてあります。これがどういうことなのか、もう少し教えていただけますか。

大塚学校計画
課長

ありがとうございます。まず一つ、横浜市の実例という形であるのですが、横浜市立市場小学校につきましては、1年生から4年生が本校で5年生から6年生が分校となっています。横浜市立市場小学校は10年限定ですが、そういう形で運営させていただいています。前例という形で今、横浜市立市場小学校でいろいろ工夫しながら学校運営に取り組んでいただいていることも、まずは参考になるのではないかとということが一つございます。あわせて、1年生から3年生、4年生から6年生ということで、子どもたちが成長するにつれて、例えば机の大きさも変わっていったり、高学年になりますと特別教室をより使うようになっていくということもございますので、そういう面で、例えば施設としてのレイアウトなどを考えるときに、低学年と高学年を校舎としてある程度分けたほうがいろいろ使い勝手も良いのではないかと御意見や、例えば教科の専任の方の授業の進め方など、特に高学年になりますと、算数や、場合によっては英語の少人数授業にも取り組まれていると思いますので、そういう中で一つの分け方としては、低学年、高学年で校舎としては分けたほうが良い授業ができるのではないかと御意見もありました。その辺りは検討部会でも御説明した中で、そういう形で分けるのが良いのではないかとということで、皆さんも同じ方向でまとまったところでございます。

森委員

分かりました。当然ながら、どの選択肢にもメリット、デメリットというのがあると思います。でも、最終的に皆さんがこれだけの議論をなさって、住民の皆さんを含めて保護者の皆さん、学校関係者の皆さんでこれが良いと選ばれたということだと思います。同時に、6年生が1年生を連れて一緒にペアになって学んだり交流したりということがいろいろな学校でよくあると思うのですが、分かれたからこそしくくなることというのも当然出てくると思います。それをソフトの面でどうクリアしていくかということがこれから課題として出てくると思いますが、そこをどのように教育委員会事務局としてサポートしていくかというところが肝になるなと思いましたので、これからその辺りも含めて議論いただければ

と思います。よろしく申し上げます。

下田教育長

ほかにございますか。

綿引委員

念のための質問ですが、この資料の中にございますように、分校は基本的に1校として運営することになるということは、分校の校長はじめ教職員の配置を検討しているという理解でよろしいでしょうか。

大塚学校計画課長

ありがとうございます。まず、東戸塚小学校の分校という形になりますので、校長は基本的に分校には配置されないのですが、分校長というような形で副校長が1人配置され、併せて分校運営に必要な教職員が配置されるという形になります。

綿引委員

ありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。
ほかにも御意見がないようであれば、教委第1号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第2号議案「令和6年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、所管課から御説明をお願いいたします。

山本学校教育企画部長

学校教育企画部長の山本でございます。よろしく申し上げます。「令和6年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、お諮りいたします。資料のページを1枚おめくりいただいて、2ページの「提案理由」を御覧ください。教科用図書取扱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されております。令和6年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案するものでございます。詳細については、小中学校企画課長から申し上げます。

高橋小中学校企画課長

小中学校企画課長の高橋でございます。私から提案させていただきます。3ページを御覧いただきます。「令和6年度横浜市教科書採択の基本方針（案）」についてでございます。以下、読み上げて提案とさせていただきます。

「前文」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和6年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。」

「1 教科書の採択について」、「（1）令和6年度は、次の教科書を採択する。」、「ア 中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校」という。）、

中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和7年度から令和10年度に使用する教科書」、「イ高等学校において令和7年度に使用する教科書」、「ウ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和7年度に使用する教科書。」

「なお、小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科書は、令和5年度に採択した教科書を令和9年度まで継続使用する。」

「(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書(以下「一般図書」という。)を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書(以下「著作教科書」という。)の中から採択する。」

「(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。」

おめくりください。4ページになります。「2 採択の基本原則」、

「(1) 公正かつ適正な手続き」、「文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。」

「(2) 教科書の調査研究」、「教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。」

「(3) 静ひつな採択環境の確保」、「教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。」

「(4) 開かれた採択の実施」、「基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。」

「3 採択の観点」、「教科書の採択に当たっては、『横浜教育ビジョン2030』、『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。」

「(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。」

「(2) 『横浜教育ビジョン2030』及び『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に基づく学習活動に適したものであること。」

「(3) 児童生徒が学習するに当たり、使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。」

「高等学校」、「(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。」

次の5ページを御覧ください。「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級」、「(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。」

「4 採択の流れ」、「(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。」

「(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。」

「(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。」

「5 調査研究について」、「(1) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書」、「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本（外国語については提供されたデジタル教科書見本を含む）等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。」「イ 学習実態」、「審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行う。」

「(2) 高等学校用教科書」、「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。」

次のページを御覧ください。「イ 学習実態」、「高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「(3) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書。」
「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。」「イ 学習実態」、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「6 その他」、「基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。」

基本方針は以上でございます。次のページを御覧ください。7ページになります。ただいま読み上げさせていただきました「『令和6年度横浜市教科書採択の基本方針』において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する中学校の教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。」

「調査項目」、「採択の観点(1)」、「【関係法令】についてのものがございます。「①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。」「②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。」「③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。」

「採択の観点(2)」、「【横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】」についてのものです。「①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。」「②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。」「③学んでいることを実生

活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。」「④『だれもが』『安心して』『豊かに』という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。」「⑤持続可能な開発目標（SDGs）の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。」「⑥地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。」

「採択の観点（3）」、【体裁等】でございます。「①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。」「②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。」基本方針全体につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等があればお願いいたします。

中上委員

まず、教科書採択の基本方針の案についての異議はございません。ただ、再度御留意いただきたいのは、「2 採択の基本原則」の「（1）公正かつ適正な手続き」に「静ひつな環境を確保し」とあります。また、「（3）静ひつな採択環境の確保」ということで、「教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する」とあります。最近、私が少し気になりますのは、不規則発言によってほかの教育委員の発言が中断されたり、傍聴人の方に聞き取りづらくなる場面があります。例えば、新年度になって新教育長が初めて教育長就任にあたって自分の所信表明を含めた挨拶をされる場面がありました。私個人としても非常に興味がありましたので一生懸命聞いていたのですが、その途中でも2回ぐらいですか、不規則発言がございました。やはり一生懸命聞きたいという方もいらっしゃるわけですから、一部の方だと思いますが、その辺りはぜひ静ひつな環境の確保ということで御配慮いただきたい。特に教科書採択となりますと、それぞれ皆さんのお立場でお考えのあることは私も十分承知しておりますし、それはあって当然しかるべきだと思いますが、議論の中での不規則発言になりますと、各委員が自由に発言することが中断されたりする場面や、しっかり聞きたいという方に対して支障が生じる場面もございますので、ぜひ御協力と、また、議長である教育長と事務局による静ひつな環境の確保について御配慮をお願いしたいと思います。以上です。

下田教育長

事務局、何かありますか。大丈夫ですか。ほかに御意見はありますでしょうか。

森委員

前回の採択から年月もたっておりまして、ICTの環境も非常に変わってきています。子どもたちの手元にある環境が変わってきていますし、生成AIの発展も含めて社会の状況が非常に速いスピードで変わってきていると思います。そういうことから、人が学ぶとは何だみたいなところをすごく真剣に考えながら、子どもたちがこの先、4年間学んでいる姿を想像しながら、この教科書採択というのをしなければいけない、本当に大事なタイミングだと思っております。

その観点で調査項目を改めて読み直しておりますと、調査項目としては、時代が変わっても変わらない普遍的なものは押さえられていると思いますが、加え

て、その観点をしっかりと入れながら、教育委員の皆さんでしっかりと議論しないといけないと思っております。子どもたちがいろいろな学び方を知って学び方を選んでいる状態や、複雑で先が見えない、より分かりづらくなってきている中でも誰かとともに解決し続ける姿みたいなのが教室の中でどう起きているかということもしっかりと考えていきたいと思っております。そこに教員が教えるというよりは伴走している姿、その中で使われている教科書ということを考えていきたいと思っております。そういう社会の状況の変化を踏まえた教科書の採択というものを教育委員会事務局として今どのように考えているか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。これは議論というよりは意見交換できればと思いましたが、いかがでしょうか。

高橋小中学校
企画課長

ありがとうございます。確かに、子どもたちが課題を解決すれば良いだけではなくて、課題を見つけるところからが学びであるというお話も小学校の教科書採択のときにあったかと思いますが、今は学びの主導権を子どもに委ねると言いますか、子ども主体の授業づくりをしていこうということが、やはりこれから考えていかなければいけないことであり、今現在も学校自身が努力をして研究している部分かと思っております。おっしゃっていただいた内容は、確かに採択の観点の部分に大きく関わってくると思っておりますので、ぜひ議論させていただきまして、調査員にもその辺りを伝えながら、その内容がしっかりと検討できるような方向性を示していきたいと、そういう支援をしていきたいと思っております。

下田教育長

ほかにございますか。

大塚委員

ここにも結構書かれているのですが、デジタル教材について、今回の採択において、二次元コード等のリンク先も含めてその内容は採択時の考慮の1項目とすることはないということで理解しています。ただ、現実に教科書が決まった時点で、そのデジタル教材や様々な二次元コードというものが、子どもたちが1人1台の端末で学習の促進を目的として有効活用する姿というのも見えてきます。そこにおいてどのようなデジタル教材があるのか、二次元コードのその先はどうなっているのか、そういった部分をきちんと調査されていくことが非常に重要ではないかと考えますが、そこのお考えがありましたらお聞かせください。

高橋小中学校
企画課長

ありがとうございます。既に二次元コード等が非常に多くなっているということはつかんでおりますし、1人1台端末という意味では個別最適な学びに寄与する部分でもございますので、今後、本当に大切なことになっていくのではないかとと思っております。ただ、様々な見本の中で、まだ二次元コードのリンク先が作成中のものもあつたりいたしますが、そこもしっかりと見ていきながら、たどり着いたものについては検討していきたいと思っております。例えば学習内容とどのようにつながっているのだろうかなど、学習の初めにあるのかまとめにあるのかというところも検討できる部分でございますので、英語科のデジタル教科書は、考慮の一事項となっておりますが、その他のデジタルの部分につきましても見ていけるところはしっかりと見ていきたいと思っております。

大塚委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見がなければ、教委第2号議案については原案のとおり

承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第3号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、所管課から説明をお願いいたします。

山本学校教育
企画部長

引き続き、学校教育企画部より「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、お諮りしたいと思います。資料を1枚おめくりいただきまして、「提案理由」を御覧ください。「中学校及び義務教育学校後期課程、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和7年度から令和10年度に使用する教科書、高等学校において令和7年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和7年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。」というものでございます。詳細については、小中学校企画課長より申し上げます。

高橋小中学校
企画課長

小中学校企画課長の高橋でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。3ページを御覧いただきます。こちらは横浜市教科書取扱審議会への、「横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）」の諮問案でございます。読み上げさせていただきます。「次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。」

「1 中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和7年度から令和10年度に使用する教科書」、「2 高等学校において令和7年度に使用する教科書」、「3 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和7年度に使用する教科書。」

次のページを御覧ください。「理由」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり『令和6年度横浜市教科書採択の基本方針』（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、『横浜市教科書取扱審議会』（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。」

ここから先は、先ほどの基本方針の「5 調査研究について」に書かれた内容

と同じになりますので、1番、2番、3番については省略させていただきます。次のページにお進みいただき、中段の4番から続けて読み上げさせていただきます。「4 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。」

「5 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。」

審議会の諮問については以上でございます。よろしくお願いいたします。

下田教育長

説明が終了いたしました。御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、教委第3号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いいたします。

森長総務課長

4月5日に2団体から、そして、4月9日に1団体から「教科書採択に関する要望書」が提出されました。また、4月16日に個人の方1名から「教育委員の職責に関する要望書」が提出されました。さらに、4月18日に1団体から「日限山小学校と南舞岡小学校の通学区域と学校規模適正化等検討部会に関する請願書」が提出されました。これらの要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合には、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

なお、次回の教育委員会臨時会は、5月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、6月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上になります。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、5月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、6月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第4号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第5号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第6号議案「第19期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第7号議案「第30期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第8号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第9号議案「横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委報第1号「令和6年度歳入歳出予算案(5月補正)に関する意見の申出に係る臨時代理報告について」
(報告のとおり承認)

教委報第2号「教職員の人事に関する臨時代理報告について」
(報告のとおり承認)

下田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時25分]